

《 新型コロナウイルス感染症に対する今後の本校の対応とご協力をお願い 》

学校法人新庄学園 新庄東高等学校

保護者の皆さまには、長期にわたる臨時休業の間、学校の対応にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。ご家庭での生活が続くことになり、皆さまには本当にご苦勞をおかけしております。

生徒さんの安全と健康を念頭に置き、学校では再開に向けた対策と、体制の整備を徹底するべく準備を進めております。

集団感染のリスクが高い「3つの密(密閉・密集・密着)」に対して本校では、下記の通り対応していきます。また、このリスクを極力低減させるために、当面の間、1学年ずつ週1回の登校日を設定いたします。また登校日は、3時間授業とし昼食の必要はありません。下校バスは12:00に学校を出発します。全校生徒の登校は、5月11日(月)からを予定しておりますのでご了承ください。

登校日には、家庭学習のための課題も配布いたします。後日、本校YouTubeチャンネルにて各教科からの「課題のポイント解説・解答の授業動画」を配信し、学習の一助にさせていただくことを計画しております。詳しい内容については、登校日に資料を配付し、ご連絡いたします。

また、登校する際には、必ず検温と健康観察を行い、結果をClassiに正確かつ確実に入力するようご指導をお願いいたします。該当する症状がみられた場合、出席停止扱いとなりますので、保護者の皆さまから学校にご連絡をください。また、家族の皆さまにも体調の異常があった場合には、ご連絡いただきますようお願いいたします。

万が一感染が疑われる場合、登校しないことが感染拡大の防止につながります。保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

4月行事予定(改訂版)

17	金	
18	土	入学式 入学式受付9:00~9:30 開式10:00 ※HR教室 1S I ⇒2F会議室 1S II ⇒視聴覚室
19	日	
20	月	3学年登校日(3時間授業) 始業式、身だしなみ検査 教科・進路オリエンテーション
21	火	
22	水	2学年登校日(3時間授業) 始業式、身だしなみ検査、教科オリエンテーション ※S I ⇒2F会議室 S II ⇒多目的室 T ⇒視聴覚室
23	木	
24	金	1学年登校日(3時間授業) 教科オリエンテーション ※S I ⇒2F会議室 S II ⇒多目的室
25	土	
26	日	
27	月	3学年登校日(3時間授業)
28	火	2学年登校日(3時間授業) ※S I ⇒2F会議室 S II ⇒多目的室 T ⇒視聴覚室
29	水	昭和の日
30	木	1学年登校日(3時間授業) ※S I ⇒2F会議室 S II ⇒多目的室

1. 行事・登校日について

- 登校日は、通常通り8:20始業となります。通学バスも通常通り運行します。
- 3時間授業で、11:40に終わります。下校バスは、12:00学校発です。
- 昼食は必要ありません。
学校にあるすべての自販機は、5/10まで停止しますので、飲み物等必要な場合、持参させてください。
- 部活動はありません。

(1) 1学年 登校日:4/18(土)、4/24(金)、4/30(木)

- 入学式4/18(土) 受付9:00~9:30、開式10:00
保護者の皆さまは、体育館の外入り口からお入りください。

(2) 2学年 登校日:4/22(水)、4/28(火)

(3) 3学年 登校日:4/20(月)、4/27(月)

- ※ 5月の登校日は、後日連絡いたします。

2. 通学バスについて

通学バスは、通常通りの時間に運行します。(下校バスは、当面12:00学校発)

- (1) 4月に運行される通学バスには、本校教員が乗車し、感染予防についての指導を徹底いたします。下記のような指示に従うよう願います。
①間隔を離して座る。②窓を開けて換気する。③車内を消毒する時に協力する。
- (2) マスクをできる限り着用してください。
- (3) 登校日の朝に、検温し、異常がないことをClassiに報告することが乗車の条件となります。

3. 学校生活での指導・対応

- (1) 手洗いやうがいの徹底、咳エチケットなど基本的な感染症の予防対策の周知させます。
- (2) 全校生徒への消毒液(次亜塩素酸水)の小分け容器を配布します。
- (3) 発熱37.5℃以上の発熱、カゼ症状のある生徒を帰宅させます。
(4/4付の文書を確認してください)
- (4) 授業について
 - ① 座席は可能な範囲で間隔を確保します。
 - ② 場合によっては、分割授業や特別教室を使つての授業を実施します。
 - ③ 授業前後の手洗いやうがいの指導します。
 - ④ 密閉した空間にならないよう換気を実施します。

4. 感染拡大地域に関する報告のお願い

→ 下記に該当する事項があった場合、教頭に報告をお願いします。

- (1) 感染拡大地域への旅行等で1泊2日以上滞在した場合。
3月23日(月)~4月15日(水)
- (2) 感染拡大地域からの来県者(家族含)との接触があった場合。
→ 3密状態での濃厚接触

5. 感染に関わる学校の対応

下記「山形県教育庁からの通知」に準じます。

別紙 1

臨時休業中に感染者が発生した場合の学校の対応

1 本県が感染確認地域に区分される場合

*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

(1) 学校関係者(*)に感染が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㊶こまめな換気、㊷十分に児童生徒間の間隔をとる、㊸近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行うものとする。

(2) 学校関係者に感染が確認された等の場合

① 学校関係者がPCR検査受検の対象者と判断された場合

当該本人は、自宅待機(出席停止)とするともに(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が感染者の濃厚接触者にあたと特定された場合

・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機(出席停止)とするともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

③ 学校関係者の感染が判明した場合

・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月7日改訂版)」(以下「臨時休業ガイドライン」という。)に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、発生状況に応じて、継続的な学校閉鎖または臨時休業の延長も含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

引き続き、手洗いなどの感染防止に努め、不要不急の外出を控えてくださるようご指導をお願いします。また、生徒さん、ご家族の体調について、高熱が続くなどの場合は、かかりつけ医に相談いただくと共に、学校にもご連絡をお願いいたします。

今後の状況の変化に応じて、学校の対応や予定が変わる可能性がございます。変更がございましたら、Classi並びにホームページにてお知らせいたします。また、学校への電話でも対応いたしますので、何卒よろしく願いたします。